



中津市監査委員告示第 12 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年4月23日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

# 措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 定期監査

課 名：農業委員会事務局

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1)支出事務について</p> <p>農業委員会職員全国研究会参加費の支払いを資金前渡により現金受領後、ATMで振り込んでいるため、振込手数料が発生しているが、振込手数料の支払いが確認できなかった。また、今回の参加費については、直接、相手先の口座への振込みが可能であったと考ええる。</p> <p>今後は、中津市会計事務規則等に基づき適正な会計事務処理を徹底するよう努められたい。</p> <p>(2)その他</p> <p>①（給与支払報告書及び源泉徴収票）</p> <p>農業委員15名の給与支払報告書及び源泉徴収票の金額に誤りが見受けられた。</p> <p>令和4年支払い分の支払金額及び源泉徴収税額を1ヶ月分多く計上しているようである。再度計算を見直し、早急に修正処理を行われたい。</p> <p>今後は、複数人でチェックする体制を構築するなど再発防止策の仕組みづくりを求める。</p> <p>②（出勤簿）</p> <p>会計年度任用職員の出勤簿に記入漏れや記入誤りが多く見受けられた。また、令和5年1月分の通勤手当の支給額に誤りがあった。</p> <p>出勤簿を修正し、通勤手当差額分の返還処理を速やかに行われたい。</p> <p>今後は、支払事務での基本的な確認を怠ることのないよう十分注意して予算執行するとともに複数人でチェックする体制を構築するよう努められたい。</p>	<p>今回の参加費については、直接、相手先の口座へ振込が可能でしたが、担当者の確認不足で資金前渡により現金を受領し、ATMで振込んでしまいました。また、手数料が発生しましたが、私費により立替えたものです。本来であればあってはならないものであり、今後は、課員に周知徹底するとともに、中津市会計事務規則等に基づき適正な会計事務処理を徹底し、再発防止を図ります。</p> <p>ご指摘のとおり事務処理誤りにより、支払金額及び源泉徴収税額を1ヶ月分多く計上していました。支払報告書と源泉徴収票の修正を行い、税務課市民税係へ支払報告書を再提出しました。また、該当の農業委員には正しい源泉徴収票を交付し、謝罪と説明を行いました。今後は、入力誤りのないよう複数人でチェックを行い、適正な事務処理を徹底し再発防止を図ります。</p> <p>出勤簿の記入漏れや誤りについては3月15日に修正致しました。</p> <p>また、令和5年1月分の通勤手当差額分は総務課に報告し、令和6年3月分で調整しました。</p> <p>今後は、支払事務での確認を徹底し適正な事務手続きの遵守に努め、複数人でのチェックを行い、再発防止を図ります。</p>	